



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年7月8日金曜日 第2282号

◇ 目 次 ◇ 告 示

土地改良事業の工事の完了.....	598
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示(2件).....	598
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	599
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	599
道路の区域変更(県道湯山高縄北条線).....	601
指定道路の指定.....	601
開発行為に関する工事の完了.....	602
道路の区域変更(一般国道494号).....	602
道路の供用開始(").....	602

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	602
-------------------------------	-----

人事委員会公告

平成23年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験公告.....	602
平成23年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告.....	606
平成23年度愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験公告.....	608
平成23年度愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験公告.....	610

告 示

○愛媛県告示第875号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年7月8日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	武ノ宮地区	平成17年2月7日
ため池等整備事業	長尾上地区	平成18年3月10日
ため池等整備事業	大谷地区	平成18年4月30日

○愛媛県告示第876号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成23年3月愛媛県告示第334号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年7月8日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町大字父野川上564	北宇和郡日吉村大字父野川甲630番地 山下 民季為	森林所有者
北宇和郡鬼北町大字父野川上568	北宇和郡日吉村大字父野川上82番地 那 須 トメヲ	"
北宇和郡鬼北町大字父野川上787	兵庫県西脇市中町362番地1 節 安 悦 子	"
北宇和郡鬼北町大字父野川上798、799、800、801	宇和島市中央町1丁目9番17号 竹 田 光 子	"
北宇和郡鬼北町大字父野川上804、805	北宇和郡日吉村大字父野川甲1004番地1 節 安 政 雄	"
北宇和郡鬼北町大字父野川上1311	宇和島市寄松89番地1 節 安 頼 男	"
北宇和郡鬼北町大字父野川上1313	北宇和郡日吉村大字父野川甲810番地 節 安 福 繁	"
北宇和郡鬼北町大字父野川上1316	大阪府堺市長曾根町545番地 節 安 守 四	"
北宇和郡鬼北町大字父野川上1336、1337、1338	松山市南高井町1740番地 河 野 健 治	"
北宇和郡鬼北町大字父野川上1336、1337、1338	東京都世田谷区若林四丁目17番15号ジュネスITHO102 河 野 詳 一	"
北宇和郡鬼北町大字父野川下2186	北宇和郡日吉村大字父野川中636番地 藤 中 静 男	"
北宇和郡鬼北町大字父野川下2186	北宇和郡日吉村大字父野川中681番地 藤 中 惣 太 郎	"
北宇和郡鬼北町大字父野川下2186、父野川中1083	北宇和郡日吉村大字父野川中658番地 藤 中 敏 雄	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1091	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地337番地11 奥 藤 光 明	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1408	北宇和郡日吉村大字父野川中379番地 川 崎 貞 一	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1416	東宇和郡野村町大字阿下4号645番地 三 瀬 武 久	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1564	北宇和郡日吉村大字父野川下1123番地 粟 野 壽 男	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1564	大阪府大東市津の辺町4番72号 古 田 勝	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1564	広島市安佐北区高陽町大字狩留家2547番地7 粟 野 悦 雄	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1564、1583、1589、1633、1644、1706、1707、1714、1742、1749、1750、1754、1767	奈良県橿原市曾我町919番地 野 川 弘 志	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1584、1590、1645、1705、1758、1745、1774	北宇和郡日吉村大字父野川中139番地 野 川 生 渡 栄	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1622	広島県高田郡原町大字坂189番地5 小 西 省 一	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1624	北宇和郡日吉村大字父野川甲2103番地1 駄 馬 政 吉	"

北宇和郡鬼北町大字父野川中1628、1629	喜多郡内子町大字大瀬未161番地1 金 高 多賀栄	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1631、1639、1640、1641	喜多郡内子町内子3474番地 森 田 安 則	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1632、1699、1768	北宇和郡日吉村大字父野川甲209番地 野 川 兼 太郎	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川131番地 林 半 治	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川甲2024番地 岡 田 貞 一	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川130番地 林 政 市	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川124番地 渡 辺 武 雄	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川甲2019番1 岡 田 幾 松	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川甲278番 尾 崎 數 太郎	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川甲211番1 野 川 幾 三 郎	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1733、1748、1775、1784	大阪府茨木市奈良町14番11号 岡 田 忠	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1734	北宇和郡日吉村大字下鍵山甲99番地 金 高 ミチエ	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1778	京都府長岡京市井ノ内下印田1番地16 谷 本 松 雄	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1639	伊予市双海町大字串甲89番地 西 岡 良 人	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1640	北宇和郡三間町大字宮野下甲515番地 西 岡 圭 造	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1933	香川県高松市花園町一丁目10番2 - 34号 津 場 山 昇	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938	北宇和郡日吉村大字日向谷甲236番地 西 村 定 吉	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938	北宇和郡日吉村大字日向谷甲735番地 高 橋 善 吉	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938	北宇和郡日吉村大字日向谷甲239番地 宮 口 馬 太郎	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938	北宇和郡日吉村大字日向谷甲742番地 石 本 マサヨ	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938、1939	北宇和郡日吉村大字日向谷甲735番地 高 橋 利 一	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938、1939	東宇和郡宇和町大字卯之町1番耕地1642番地 宮 田 正 志	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938、1939	北宇和郡日吉村大字日向谷乙423番地2 井 上 菊 馬	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938、1939	北宇和郡日吉村大字日向谷甲232番地 西 村 政治郎	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938、1939	伊予三島市中央五丁目10番4号 宮 口 節 枝	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1953	北宇和郡日吉村大字日向谷甲127番地 福 岡 要	〃

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第877号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成23年3月愛媛県告示第332号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年 7月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町大字父野川上810、817、825	北宇和郡日吉村大字父野川甲1004番地1 節 安 政 雄	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第878号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年 7月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成23年 7月 8日から 7月21日まで

○愛媛県告示第879号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。

以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年7月8日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

日本ケッチェン株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番1号
代表取締役社長 上野 好哉

2 事業場の名称及び所在地

日本ケッチェン株式会社新居浜事業所
新居浜市磯浦町17番4号

3 特定施設に関する事項

西工場ベルトフィルター

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能力	1日当たり524トン処理	
工事の着手予定年月日	平成23年10月14日	
工事の完成予定年月日	平成23年11月29日	
使用開始の予定年月日	平成23年11月30日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~9
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 179
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 720 最大 1,025	

備考 汚水等は、SS回収設備にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) SS回収設備

設置年月日	平成9年10月31日
-------	------------

処理施設の種類	物理化学的処理		
処理施設の型式	中心駆動型シクナー		
処理施設の構造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	No.1 直径 4メートル 高さ 2メートル No.2 直径 5メートル 高さ 2メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5~12	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 159 最大 264	通常 52 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 167	通常 0 最大 167
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,415 最大 1,790	通常 1,415 最大 1,790	

備考 汚水等は、中和混合槽にて処理する。

(2) 中和混合槽

設置年月日	平成9年2月28日
処理施設の種類	化学的処理
処理施設の型式	水平流式
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 10.1メートル 横 8.4メートル 高さ 2.2メートル
処理施設の能力	1日当たり6,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	酸化処理及び中和処理
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5~9	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 51	通常 12 最大 17
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 32 最大 62	通常 30 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 87	通常 16 最大 33
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4,110 最大 4,745	通常 4,110 最大 4,745

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.9 最大 16.9
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 33
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4,200 最大 4,860

○愛媛県告示第880号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 幅	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙442番29地先から 同市横谷乙440番16地先まで	旧	メートル 7.4~23.5	キロメートル 0.250	
			新	9.8~38.4	0.250	
"	"	松山市横谷乙440番53から 同市横谷乙443番4地先まで	旧	9.2~20.0	0.121	
			新	9.2~28.1	0.121	
"	"	松山市横谷丁170番8から 同市横谷丁169番地先まで	旧	6.0~19.8	0.065	
			新	19.8~29.2	0.065	

○愛媛県告示第881号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年 7月 8日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成23年 6月30日
- 3 指定道路の位置

伊予郡砥部町高尾田1252番31、1252番32、1253番3及び1253番13

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 24.74メートル
- (2) 幅員 4.50メートル

○愛媛県告示第882号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 7 月 8 日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第12号 平成23年 6 月28日	伊予郡松前町大字筒井字南内開337番	伊予郡松前町大字筒井376番地 3 株式会社河野宅建

○愛媛県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川1095番 8 から 同町東川1095番 8 まで	旧	メートル 10.0～24.5	キロメートル 0.221	
			新	30.5～48.0	0.221	

○愛媛県告示第884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川1095番 8 から 同町東川1095番 8 まで	平成23年 7 月 8 日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 7 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 6 月24日	特定非営利活動法人 えひめグローバルネットワーク	竹 内 よし子	松山市東雲町 5 番 6 号	この法人は、国内外を問わず、地球規模の視点で捉えながら、グローバルに国際、平和、環境、人権、福祉など、社会全般に関する様々な問題の解決・改善を図るため、複数分野を横断して市民参加型で国際協力活動の推進と、地球市民教育の普及、セクター内外のパートナーシップとネットワークづくり、および持続可能な市民社会の構築に寄与することを目的とする。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成23年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成23年 7月 8日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒 790 - 8570
 電話 (089) 912 - 2826
 愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成23年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成23年8月17日(水)から9月5日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成23年9月5日(月)までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成23年8月17日(水)午前8時30分から8月29日(月)午後5時15分までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	11人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁、地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	3人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容	
短卒 期業	臨床検査技師	7人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、検体検査、生理機能検査、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
大程 学度	診療放射線技師	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、放射線治療、検査等の診療放射線に関する業務に従事します。

3 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	生 年 月 日	学 歴 ・ そ の 他
一般事務	平成2年4月2日から平成6年4月1日 までに生まれた者	学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又はこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び平成24年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。
警察事務		

イ 資格免許職

試験区分	生 年 月 日	資 格 ・ 免 許
臨床検査技師	昭和57年4月2日から平成3年4月1日	臨床検査技師の免許を有する者又は平成24年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者

診療放射線技師	までに生まれた者	診療放射線技師の免許を有する者又は平成24年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
---------	----------	---

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	初級 教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間)
	適性試験	21点	公務員として職務上必要な事務処理能力について、比較的簡単な問題を限られた時間内にできるだけ多く解答する筆記試験を行います。(択一式、解答時間15分)
	資格免許職 教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、短期大学卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)
	専門試験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間) なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	60点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験と適性試験又は専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の合計得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試験会場	合格発表
第1次試験	平成23年 9月25日 (日曜日)	午前9時15分から 午後0時20分まで	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	平成23年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
		午前9時15分から 午後3時15分まで		
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。			平成23年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。
 この名簿は、原則として、平成24年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(1) 初級

行政職給料表 1級 5号給（現行給料月額140,702円）

(2) 資格免許職

試験区分	現 行 給 料 月 額
臨床検査技師 診療放射線技師	医療職給料表（二）1級17号給 167,718円

8 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課（東予、中予及び南予）及び支局総務県民室（今治及び八幡浜）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目 6番 3号都道府県会館内 電話（03）5212 - 9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目 9番 1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441 - 2829）等で交付します。 なお、郵便により交付を請求する場合は、必ず封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、90円切手（1部につき）を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷して取り出すこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は貼らないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付後に受験票を交付します。交付された受験票には、最近 6 箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 6 センチメートル、横 4.5 センチメートル）を貼って試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書し、受験票の表に必ず宛先を明記して50円切手を貼ったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が 9月16日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの愛媛県簡易申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第 1 項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分（合格発表当日のみ、午後 1 時）から午後 5 時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次試験不合格者	試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名）	合格発表の日から 1 月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次試験受験者	第 1 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から 1 月間	

別表（4関係）

専門試験（資格免許職）の出題分野

試験区分	出 題 分 野
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論（情報科学を含む。）、生理学、病理学（解剖・組織学を含む。）、臨床化学（生化学を含む。）、血液学、免疫・血清学、微生物学（医動物学を含む。)
診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む）、診療画像機器学（医用工学を含む）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む）、核医学検査技術学（放射化学を含む）、放射線治療技術学、放射線安全管理学

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成23年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

平成23年 7月 8日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒 790 - 8570

電話 (089) 912 - 2826

愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成23年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成23年 8月17日(水) から 9月 5日(月) までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分まで) 受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成23年 9月 5日(月) までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成23年 8月17日(水) 午前 8時30分から 8月29日(月) 午後 5時15分までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
少年補導職員	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、支援活動、広報活動等の業務に従事します。

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和51年 4月 2日から平成 2年 4月 1日までに生まれた者

イ 平成 2年 4月 2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成24年 3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 教員免許を有する者又は平成24年 3月末日までにこの免許を取得する見込みの者

イ 学校教育法による大学(短期大学を含む。)又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを平成24年 3月末日までに修学する見込みの者

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)
第2次試験	口述試験	168点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	32点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題と過去に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成23年 9月25日 (日曜日) 午前 9時15分から 午後 0時まで	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目 2番12号)	平成23年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第 2 次 試 験	第 1 次 試 験 に 合 格 し た 者 に 通 知 し ま す 。		平成23年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成24年 4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から 1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、行政職給料表 1級25号給（現行給料月額172,940円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続

申 込 用 紙 の 入 手 方 法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課（東予、中予及び南予）及び支局総務県民室（今治及び八幡浜）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目 6番 3号都道府県会館内 電話（03）5212 - 9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目 9番 1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441 - 2829）等で交付します。 なお、郵便により交付を請求する場合は、必ず封筒の表に「少年補導職員請求」と朱書し、90円切手（1部につき）を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷して取り出すこともできます。
申 込 方 法 及 び 受 験 票 の 交 付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は貼らないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付後に受験票を交付します。交付された受験票には、最近 6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 6センチメートル、横 4.5センチメートル）を貼って試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「少年補導職員申込み」と朱書し、受験票の表に必ず宛先を明記して50円切手を貼ったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が 9月16日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの愛媛県簡易申請システムで確認してください。
受 験 手 続 そ の 他 の 問 い 合 わ せ 先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第 1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分（合格発表当日のみ、午後 1時）から午後 5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開 示 請 求 で き る 人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名）	合格発表の日から 1月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位 並 び に 第 2 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点、 総 合 得 点 及 び 総 合 順 位（ただし、第 2 次 試 験 で 一 定 の 基 準 に 達 し な い	合格発表の日から 1月間	

試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成23年度愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験公告

平成23年7月8日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
 電話(089)912-2826
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
 電話(089)934-0110 内線2621・2623
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁、神奈川県、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成23年8月24日(水)から9月12日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成23年9月12日(月)までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成23年8月24日(水)午前8時30分から9月5日(月)午後5時15分までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

愛 媛 県	警 視 庁	神 奈 川 県	大 阪 府	兵 庫 県
38人程度	2人程度	2人程度	2人程度	2人程度

なお、申込時には、次のことに注意してください。

(1) 警視庁、神奈川県、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。

なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。

(2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。

(3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) 昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男子(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び大学等を平成24年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。)

ただし、警視庁の受験資格(生年月日)は「昭和56年10月18日から平成6年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間)	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身 長 おおむね160センチメートル以上であること。 体 重 おおむね47キログラム以上であること。 胸 囲 おおむね78センチメートル以上であること。 視 力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴 力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	30点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種 目	基 準
			反復横とび	50回以上 / 20秒間
			握力	45キログラム以上 (左右の平均)
上体起こし			25回以上 / 30秒間	
垂直とび			55センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			30回以上	
20メートルシャトルラン	65回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
なお、体力検査については、7種目中4種目以上、前記の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。
愛媛県以外の都府県の身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

6 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試 験 会 場	合 格 発 表
第1次試験	平成23年10月16日 (日曜日) { 午前 教養試験 } { 午後 身体検査 }	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島南中等教育学校 (宇和島市文京町5番1号)	平成23年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成23年12月上旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成24年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、誰でも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級11号給（現行給料月額176,154円）、高校卒程度で公安職給料表1級3号給（現行給料月額162,194円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署等で交付します。 なお、郵便により交付を請求する場合は、封筒の表に「警察官（男性）（高卒）請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷して取り出すこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は貼らないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付後に受験票を交付します。交付された受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）を貼って試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（男性）（高卒）申込み」と朱書きし、受験票の表に必ず宛先を明記して、50円切手を貼ったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月6日（木）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの愛媛県簡易申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第1次試験不合格者	得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1週間	

（注）愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第7号

平成23年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成23年7月8日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 〒 790 - 8570
 電話 (089) 912 - 2826
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町 2 番地 2 〒 790 - 8573
 電話 (089) 934 - 0110 内線2621・2623
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官 (女性) (高校卒程度) 採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成23年 8月24日 (水) から 9月12日 (月) までの執務時間中 (月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分まで) 受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成23年 9月12日 (月) までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成23年 8月24日 (水) 午前 8 時30分から 9月 5日 (月) 午後 5 時15分までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

5 人程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) 昭和56年 4月 2日 から平成 6年 4月 1日 までに生まれた女子 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (短期大学を除く。) 又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの (以下「大学等」という。) を卒業した者及び大学等を平成24年 3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。)

5 試験の方法等

(1) 試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、次のとおり行います。

なお、第 2 次試験は、第 1 次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間)	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 おおむね153センチメートル以上であること。 体重 おおむね43キログラム以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	30点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
			握力	25キログラム以上 (左右の平均)
			上体起こし	15回以上 / 30秒間
垂直とび			40センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸	15回以上			
20メートルシャトルラン	35回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			

適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
なお、体力検査については、7種目中4種目以上、前記の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試 験 会 場	合 格 発 表
第1次試験	平成23年10月16日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島南中等教育学校 (宇和島市文京町5番1号)	平成23年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成23年12月上旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成24年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、誰でも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級11号給(現行給料月額176,154円)、高校卒程度で公安職給料表1級3号給(現行給料月額162,194円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署等で交付します。 なお、郵便により交付を請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(高卒)請求」と朱書きし、90円切手(1部につき)を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷して取り出すこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は貼らないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付後に受験票を交付します。交付された受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)を貼って試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(女性)(高卒)申込み」と朱書きし、受験票の表に必ず宛先を明記して、50円切手を貼ったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月6日(木)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの愛媛県簡易申請システムで確認してください。

受験手続その他の
問い合わせ先

愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第1次試験不合格者	得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1月間	